



金沢市公報

号外第5号の6

平成22年(2010年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ		ページ
●規則		○金沢市における学生のまちの推進に関する条 例施行規則 (市民参画課)	2
○金沢市防災管理監設置規則 (職員課)	1	○金沢市子ども手当の支払日等に関する規則 (福祉総務課)	4
○金沢市職員に対する子ども手当の認定及び支 給に関する事務の取扱いに関する規則 ()	1	○金沢市公民館設置条例の一部を改正する条例 の施行期日を定める規則 (生涯学習課)	4
○行政組織の見直しに伴う関係規則の整理に関 する規則 (行政経営課)	2		

規 則

金沢市防災管理監設置規則をここに公布する。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第3号

金沢市防災管理監設置規則

(設置)

第1条 本市に防災管理監1名を置くことができる。

(分掌事務)

第2条 防災管理監の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 自然災害、大規模な事故及び事件等の様々な事態に対する市民の安全安心に関する事項を掌理すること。

(2) 特命事項に関すること。

(指揮監督)

第3条 防災管理監は、前条第1号の事態が発生した場合における対応その他市長が特に命ずる事項に関し、局長その他の職員を指揮監督する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

金沢市職員に対する子ども手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第4号

金沢市職員に対する子ども手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市職員に対する子ども手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関し、平成22年度における子ども手当の支給に関する法律(平成22年法律第19号)、平成22年度における子ども手当の支給に関する法律施行令(平成22年政令第75号)及び平成22年度における子ども手当の支給に関する法律施行規則(平成22年厚生労働省令第51号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支払日)

第2条 子ども手当の支払日は、2月、6月及び10月のそれぞれの月の15日(その日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「日曜日等」という。)に当たると

きは、その日の直前の日曜日等以外の日)とする。

(委任)

第3条 公営企業管理者(以下「管理者」という。)の事務部局の職員の子どもの手当の認定及び支給については、管理者に委任する。

(報告書の提出)

第4条 管理者は、平成22年4月から平成23年2月までの間における子ども手当の支給の状況については平成23年3月5日までに、平成23年3月における子ども手当の支給の状況については市長の定める日までに、それぞれ当該状況についての報告書を市長に提出するものとする。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

行政組織の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第5号

行政組織の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則

(金沢市職員健康管理規則の一部改正)

第1条 金沢市職員健康管理規則(昭和30年規則第33号)の一部を次のように改正する。

第7条第2号を次のように改める。

(2) 健康推進部長

(金沢市公共工事執行管理規則の一部改正)

第2条 金沢市公共工事執行管理規則(平成元年規則第46号)の一部を次のように改正する。

別表中「営繕課長 技術管理課長」を「営繕課長」に、「建設課長」を「建設課長 設計技術管理室長」に改める。

(金沢市後期高齢者医療に関する規則の一部改正)

第3条 金沢市後期高齢者医療に関する規則(平成20年規則第17号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 健康推進部長

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

金沢市における学生のまちの推進に関する条例施行規則をここに公布する。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第6号

金沢市における学生のまちの推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市における学生のまちの推進に関する条例(平成22年条例第4号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の意義の例による。

(学生のまち地域推進協定)

第3条 条例第16条に規定する地域推進団体(以下「地域推進団体」という。)は、条例第18条第1項の規定により市長と学生のまちの推進に関する協定(以下「協定」という。)を締結しようとするときは、学生のまち地域推進協定締結申出書(様式第1号)に学生のまち地域推進計画書(様式第2号)を添付して、市長に申し出なければならない。

第4条 市長は、前条の規定による申出があったときは、当該申出の内容を審査し、当該申出に係る学生のまち地域推進計画書の内容が適当であり、かつ、学生のまちの推進に資すると認めるときは、学生のまち地域推進協定書（様式第3号）により、当該地域推進団体と協定を締結するものとする。

第5条 前2条の規定は、地域推進団体が協定を変更しようとする場合について準用する。

（雑則）

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

学生のまち地域推進協定締結申出書

年 月 日

（あて先）金沢市長

地域推進団体の代表者 団体名
住 所
氏 名

㊟

金沢市における学生のまちの推進に関する条例第17条第1項の規定により策定した 学生のまち地域推進計画について、同条例第18条第1項の規定により金沢市長と学生のまちの推進に関する協定を締結したいので、学生のまち地域推進計画書を添えて申し出ます。

様式第2号（第3条関係）

学生のまち地域推進計画書

学生のまち地域推進計画の名称	
学生のまち地域推進計画の対象となる地域	
学生のまちの推進に関する目標及び基本方針	
学生のまちの推進のための自主的な取組に関する事項	
その他当該地域における学生のまちの推進を図るために必要な事項	

様式第3号（第4条関係）

学生のまち地域推進協定書

と金沢市長とは、当該団体が策定した「 学生のまち地域推進計画」に基づき、当該地域における学生のまちの推進を図るため、金沢市における学生のまちの推進に関する条例第18条第1項の規定により、次のとおり学生のまちの推進に関する協定を締結する。

- 1 協定番号
- 2 協定の名称

- 3 協定に係る地域
4 協定に係る学生のまち地域推進計画の内容 別紙「学生のまち地域推進計画書」のとおり

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

地域推進団体の代表者 団体名
住 所
氏 名
金 沢 市 長

印
印

金沢市子ども手当の支払日等に関する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第7号

金沢市子ども手当の支払日等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、平成22年度における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）第4条の規定に基づき市長が支給する子ども手当の支払日及び支払方法について必要な事項を定めるものとする。

(支払日)

第2条 子ども手当の支払日は、2月、6月及び10月のそれぞれの月の15日とする。

2 前項の規定にかかわらず、支給すべき事由が消滅した場合における当該消滅した日の属する月分までの子ども手当の支払日は、当該消滅した日の属する月の翌月末日（当該翌月が2月、6月及び10月にあつては15日、12月にあつては28日）とする。

3 前2項に規定する子ども手当の支払日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その日の直前の日曜日等以外の日を支払日とする。

(支払方法)

第3条 子ども手当の支払は、受給者が指定する金融機関に振り込むことにより行うものとする。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

金沢市公民館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第8号

金沢市公民館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

金沢市公民館設置条例の一部を改正する条例（平成22年条例第10号）の施行期日は、平成22年4月18日とする。

平成22年(2010年)3月31日	印刷	発行人	金 沢 市
平成22年(2010年)3月31日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円		印刷所	石川県金沢市黒田1丁目65番地 カネモト印刷(株)